

# 財団法人の評議員及び理事等 の選任方法等について

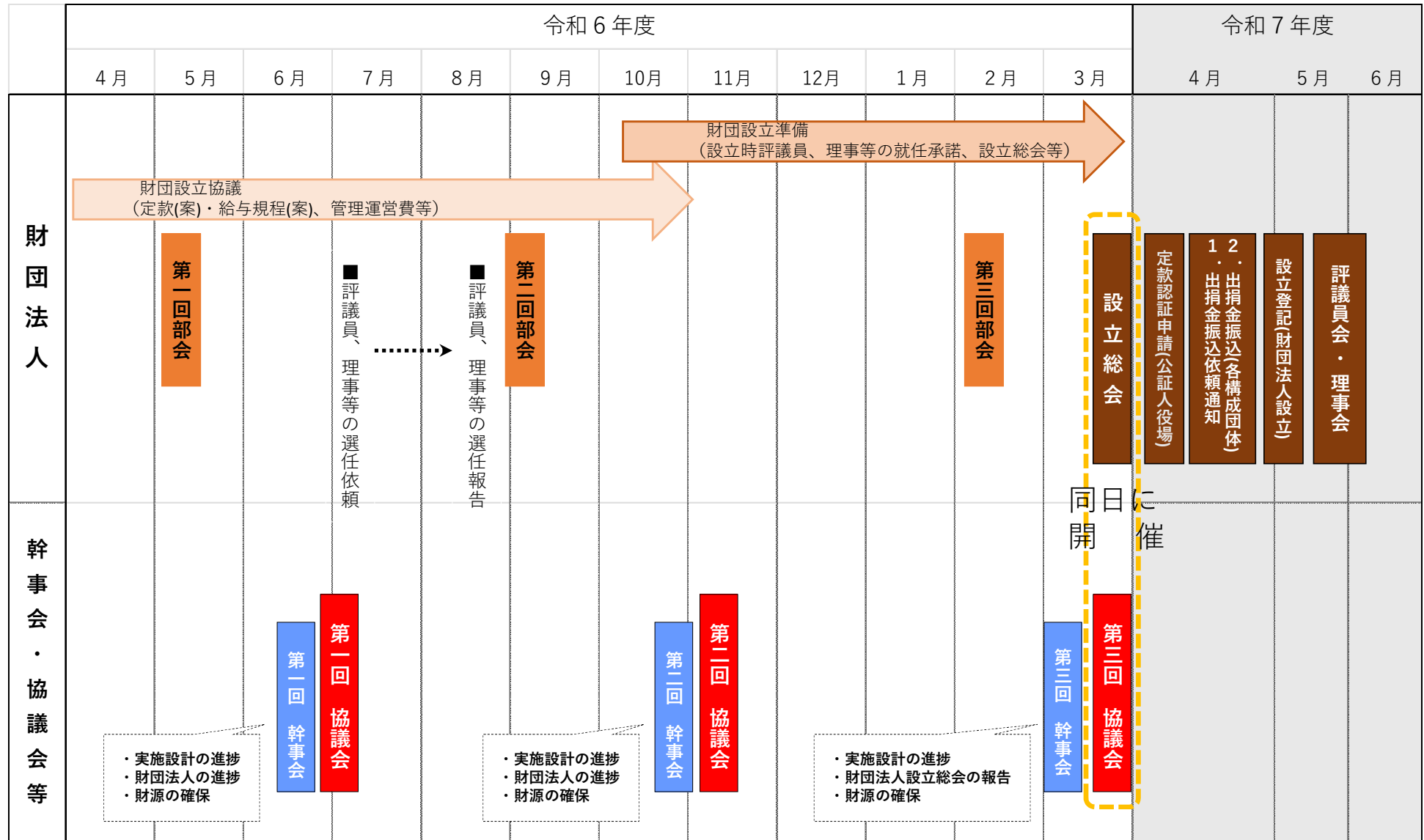
---

令和6年7月4日協議会  
公立沖縄北部医療センター整備協議会事務局  
(沖縄県医療政策課)



# 財団法人設立スケジュールについて

参考  
(R6.6月時点)



# 評議員及び理事等の選任方法(案)

## 理事会（理事）

- 【権限】(1) 業務の執行（病院運営）の意思決定  
 (2) 代表理事の選任・解任・監督

- 【定数】 8人  
 ※市町村選出理事は12団体でローテーション  
 (P3参照)

職	選出	備考
理事長	病院運営経験者等	事務局から推薦
専務理事	沖縄県	統括監級（予定）
理事	北部地区医師会	北部地区医師会から推薦
〃	市町村	各市町村から推薦
〃	市町村	〃
〃	沖縄県病院事業局	沖縄県病院事業局から推薦
〃	琉球大学病院	琉球大学病院から推薦
〃	地域医療機関	事務局から推薦

## 評議員会（評議員）

- 【権限】(1) 理事・監事の選任・解任  
 (2) 定款の変更

- 【定数】 5人  
 ※市町村選出評議員は9団体でローテーション  
 (P3参照)

職	選出	備考
評議員	沖縄県	部長級（予定）
〃	市町村	各市町村から推薦
〃	北部地区医師会	北部地区医師会から推薦
〃	有識者	事務局から推薦（大学教授等）
〃	〃	事務局から推薦（税理士会）

## 監事

- 【権限】 業務監査・会計監査

- 【定数】 2人

職	選出	備考
監事	弁護士	事務局から推薦（弁護士会）
〃	公認会計士	〃（公認会計士会）

# 評議員及び理事等の選任方法(案)

○北部12市町村からの評議員（1名）及び理事（2名）の選任方法について、下記のとおり構成団体の意見を踏まえた事務局案を示し照会を行い、北部12市町村すべてから「事務局案のとおりでよい」との回答を得ております

→下記の事務局案を北部12市町村からの評議員及び理事の選任方法としてよいでしょうか

→2ページ「評議員及び理事等の選任方法」（案）の備考欄を評議員、理事及び監事の選任方法としてよいでしょうか

【事務局案】北部12市町村からの評議員及び理事の選任方法

イメージ表	R7-8	R9-10	R11-12	R13-14	R15-16	R17-18	R19-20	R21-22	R23-24	R25-26	R27-28	R29-30	R31-32	R33-34	R35-36	R37-38	R39-40	R41-42
名護市	理事						評議員						理事					
国頭村	評議員						理事							理事				
大宜味村		理事						理事						評議員				
東村			理事						評議員						理事			
今帰仁村			評議員						理事							理事		
本部町				理事						理事					評議員			
恩納村					理事						評議員						理事	
宜野座村					評議員						理事							理事
金武町						理事						理事						評議員
伊是名村	理事			理事			理事			理事			理事			理事		
伊平屋村		理事			理事			理事			理事			理事				理事
伊江村			理事			理事			理事			理事			理事			理事



# 定款の基本的な考え方

## 公立沖縄北部医療センター整備基本計画（令和4年3月）

### （2）財団法人設立に向けた組織体制等の検討

財団法人を設立するためには、定款を作成し、その中で理事等の人数や選任方法、基本財産の額などを定める必要があります。また、開院時までに必要な組織体制、その運営費や人件費、出捐額、そしてその費用負担についても検討する必要があります。

これらを公立沖縄北部医療センター整備協議会で協議するに当たり、財団法人設立部会（仮称）を設置し、出捐規模や、評議員、理事、監事の人数や人選、北部医療財団の組織体制等を検討します。

## 法的な位置づけ

一般財団法人の定款には、次の(1)から(10)までに掲げる事項を記載（記録）しなければならないとされている。（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第153条）

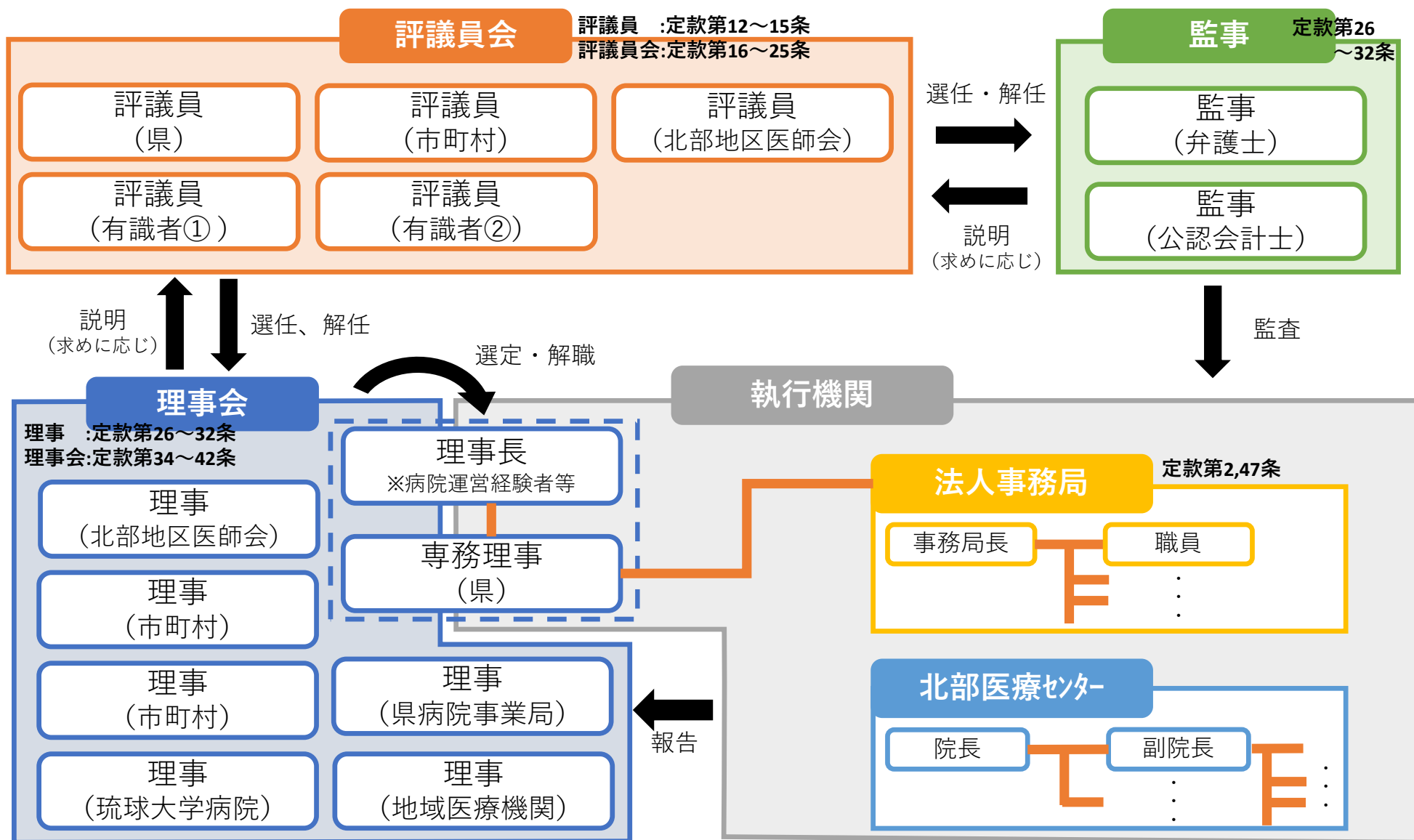
- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 主たる事務所の名称
- (4) 設立者の氏名または名称及び住所
- (5) 設立に際して各設立者が拠出をする財産及びその価額
- (6) 設立時評議員、設立時理事及び設立時監事の選任に関する事項
- (7) 設立時会計監査人の選任に関する事項  
資産200億円以上の大規模一般財団法人は必置
- (8) 評議員の選任及び解任の方法
- (9) 公告方法
- (10) 事業年度

各章  
に  
規定

- |      |               |
|------|---------------|
| 第1章  | 総則            |
| 第2章  | 目的及び事業        |
| 第3章  | 資産及び会計        |
| 第4章  | 評議員           |
| 第5章  | 評議員会          |
| 第6章  | 役員            |
| 第7章  | 理事会           |
| 第8章  | 委員会           |
| 第9章  | 定款の変更及び解散     |
| 第10章 | 事務局           |
| 第11章 | 情報公開及び個人情報の保護 |
| 第12章 | 公告の方法         |
| 第13章 | 補足            |

※参考 他県事例

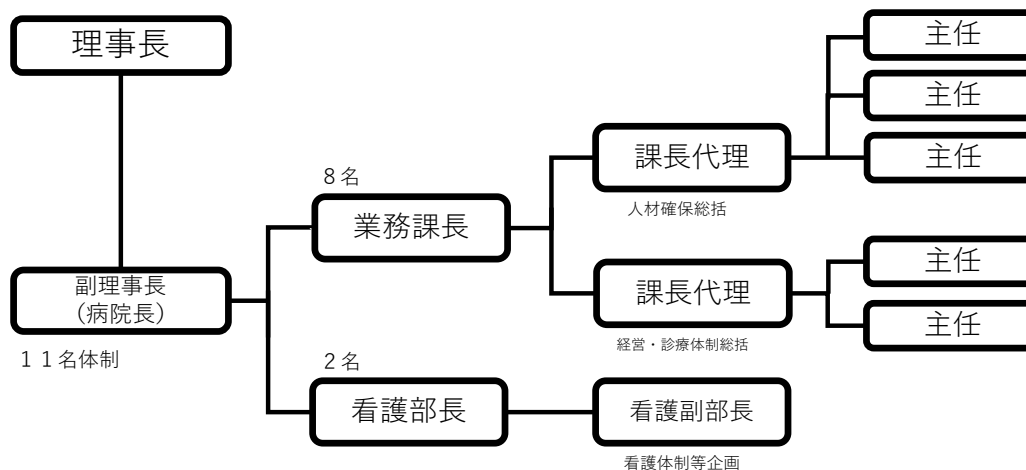
# 組織体制(事務局体制イメージ)





# 組織体制(事務局体制イメージ)

## 法人事務局体制 他県事例 (職員610名体制)



## 法人事務局体制 (案) 公立沖縄北部医療センター (職員1,271名体制)

